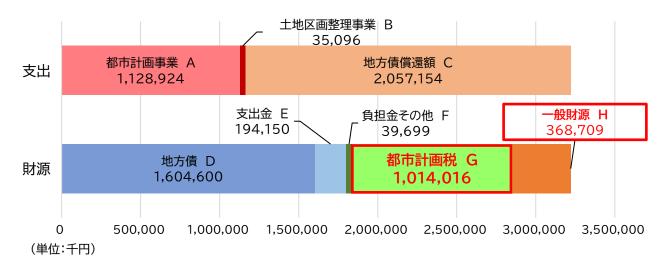
○ 令和4年度 都市計画税の使途について

都市計画税は、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画事業や、土地区画整理法第3条の規定に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和4年度の都市計画事業等の決算状況は、次のとおりです。

(単位:千円)

					(単位:十円)
区分					令和4年度決算額
支出	都市計画事業			Α	1,128,924
		街路			0
		公園			0
		下水道			1,128,924
		その他			0
		市街地開発事業		0	
	土地区画整理事業 B			В	35,096
	地方債償還額			C	2,057,154
		元金	都市計画事業		1,829,612
			土地区画整理事業		27,866
		利子	都市計画事業		197,530
			土地区画整理事業		2,146
合計					3,221,174
財源	地方債			D	1,604,600
	支出金			Е	194,150
	負担金その他			F	39,699
	都市計画税			G	1,014,016
	一般財源(A+B+C)-(D+E+F+G)			Н	368,709
		合計			3,221,174



【都市計画税を充当した主な事業】

都市計画事業 A

- ·下水道管布設工事
- ・汚水ポンプ場改良工事
- ・雨水ポンプ場改良工事
- ·古利根川流域下水道建設負担金

土地区画整理事業 B

- ·保留地所有権保存移転登記嘱託書 作成業務委託
- ·租税特別措置法説明書作成業務委託
- ·記念碑設置工事